

志賀町通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組み方針 ～



平成30年12月

志賀町通学路安全実践委員会

1. 志賀町通学路交通安全プログラムの目的

志賀町では、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所について、町内各小中学校からの要望に基づき、道路管理者又は交通管理者と対策を検討・実施してきました。

通学路における交通安全を一層確実に確保するために、各小中学校の通学路において関係機関と連携して通学路安全合同点検を行い、必要な対策についても関係機関で実施してきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを実施するため、関係機関による通学路安全推進体制を組織して、学校が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善等を効果的かつ効率的に行うための「志賀町通学路交通安全プログラム」を策定し、交通安全対策の推進を図ることとしております。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるよう継続的に安全確保に取り組めます。

2. 通学路安全実践委員会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全実践組織」を設置しました。本プログラムにおいて、志賀町まち整備課及び学校教育課を本組織における事務局とします。

区分	組織	役割	関係部署等
学校関係者	・志賀町教育委員会 学校教育課 (※事務局)	・各関係機関との連絡調整に関する事 ・通学路に関する事 ・交通安全教育に関する事	・志賀小学校 ・富来小学校 ・志賀中学校 ・富来中学校
道路管理者	・石川県中能登土木総合事務所 ・志賀町まち整備課 (※事務局)	・所管道路における交通安全施設整備等に関する事	・羽咋土木事務所
交通管理者	・羽咋警察署 交通課	・所管道路における交通規制に関する事 ・指導・取締りに関する事	・高浜交番 ・富来交番
交通安全普及	・石川県学校安全総合支援事業(交通安全)推進委員	・交通安全思想の普及啓発に関する事 ・地域交通安全の推進に関する事	・学校安全推進アドバイザー(志賀町担当)

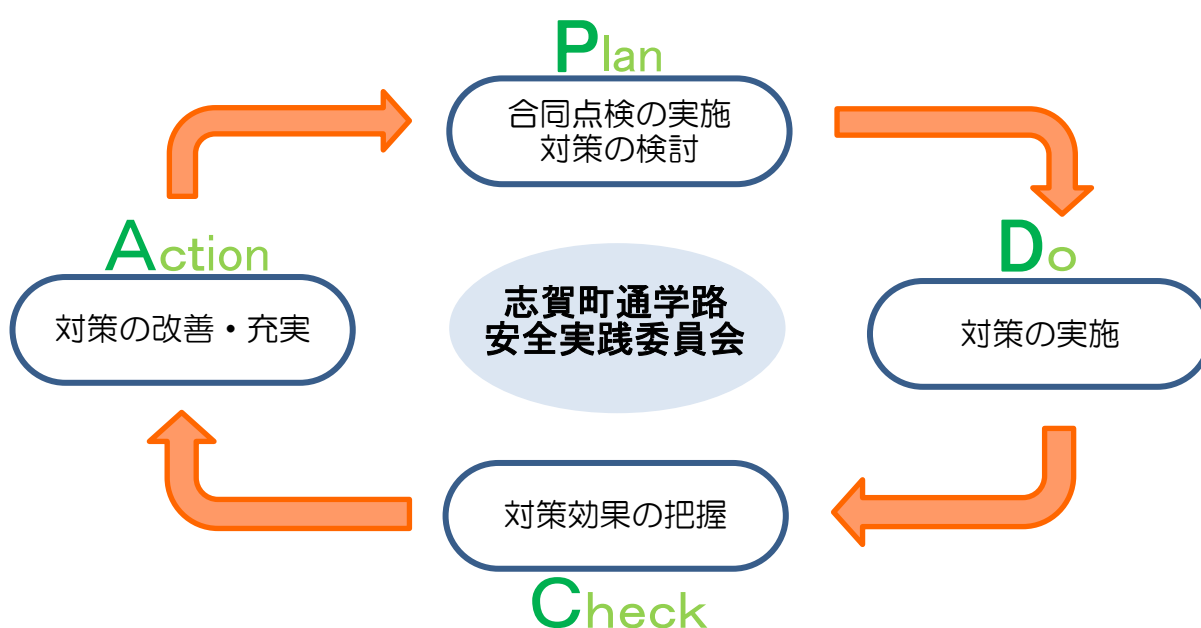
3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、抽出した危険箇所について関係機関による安全合同点検を実施し、対策を検討します。対策実施後は、対策効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、本町通学路の安全性向上を図っていきます。

〔志賀町通学路安全確保のPDCAサイクル概要〕



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

・合同点検の実施

通学路における危険箇所を学校関係者、道路管理者、交通管理者の関係機関が合同で点検し、それぞれの立場から交通安全対策について検討し、実施していきます。

・実施時期等

町内小中学校を対象とします。

なお、小中学校下（志賀小学校・富来中学校、志賀中学校・富来中学校）にグループを分け、年に1回合同点検を実施します。

緊急を要する箇所については、学校からの要望によりその都度実施します。

・点検体制

学校関係者、道路管理者、交通管理者の参加により実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、路面標示や標識等の設置、路肩のカラー化などのハード対策及び交通指導・取締りの強化や見守り隊による交通安全教育などソフト対策を抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

抽出箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・ 車両と歩行者の離隔など安全性を測定
- ・ 事故件数の減少、増加などを把握

関係機関に感想や意見を問い、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 通学路交通安全対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために校下ごとの「対策箇所一覧」及び「対策箇所図」を作成し、志賀町ホームページや広報等を通じ内外に公表します。

別紙1：対策箇所一覧（通学路安全合同点検 志賀地区 富来地区）

別紙2：対策箇所写真図（通学路安全合同点検 志賀地区 富来地区）